



32nd Media Roadster 4hours Endurance Race

REGULATION 2021

第 32 回 メディア対抗ロードスター4時間耐久レース

2022 年 3 月 19 日（土）／ 筑波サーキット

＜開催規則書＞

ーメディア対抗ロードスター4時間耐久レース実行委員会ー

－開催規定－

第1条 大会

本競技会は、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則と同付則ならびにオーガナイザー発行の大会特別規則書に従って開催される。

第2条 組織

本競技は、メディア対抗ロードスター4時間耐久レース実行委員会（以下、実行委員会）の主管によりブレインズモータースポーツクラブ（B-Sports）が一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとに「メディア対抗ロードスター4時間耐久レース」の名称を付したレースカテゴリーを組織、開催する。

第3条 開催日

2022年3月19日（土） 予選・決勝

タイムスケジュールは、オーガナイザーが発行する公式通知に示す。

第4条 開催場所

筑波サーキット（2.045kmコース／右回り）

〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙159 TEL:0296-44-3146 FAX:0296-43-6372

第5条 競技種目、競技格式

4輪自動車による耐久レース / 準国内競技

第6条 レース時間 決勝出走台数

レース時間：2時間30分 / 決勝出走台数：30台まで

第7条 参加者（エントラント）

エントラントは、実行委員会から参加を認められた者で、本年度有効な競技参加者許可証を所持する者でなければならない。但し、競技に参加する運転者が参加者を兼任する場合は、この限りではない。

第8条 競技運転者（ドライバー）

- （1）本年度有効な JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所持者とする。但し、JAF の定める条件を満たせば、JAF 以外の ASN が発給する競技許可証の所持者も参加が認められる。
- （2）ドライバー及びピットクルーが 20 才未満の場合は、競技参加に関する承諾として参加に関する誓約書に親権者の署名捺印がなければならない。

第9条 チーム編成

- （1）1チームにつきドライバーは3名以上4名までとし、ピットクルーは、ピット責任者を含み3名以内とする。ドライバーがピットクルーを兼任することは認められるが、ドライバー以外の者がピット責任者として登録されていなければならない。今大会に限り、ドライバー、ピットクルー、取材クルー以外にゲストを招くことは認められない。
- （2）各チームのドライバーは、参加媒体社の役員もしくは従業員、参加媒体のレギュラー執筆者もしくは出演者、日本カーオブザイヤー（COTY）、日本自動車ジャーナリスト協会（AJAJ）、日本モータースポーツ記者会（JMS）、日本レース写真家協会（JRPA）の会員のいずれかでなければならない。
- （3）止むを得ぬ事情により上記（2）に該当しない者や、上記（2）に該当してもレーシングドライバーを専ら職業とする者をドライバー登録する場合は、その実績を問わず『助っ人ドライバー』とする。参加申込書にその旨を明記（ドライバーの名前の後に【助っ人】と記入）しなければならない。

第10条 参加申込

- （1）参加申込期間：2022年2月18日（金）まで（必着）
- （2）参加料：55,000円（税込 ※ライセンス取得費や保険料、その他の費用は参加者負担とする）
- （3）ドライバー登録：
 - a) 参加申込のドライバー登録を TBN(TO BE NOMINATED)として登録できるのは、既に第1ドライバーと第2ドライバーが確定している場合に限る。
従って、最低2名のドライバーが確定していない参加申込は受理されない。
 - b) TBNの確定登録及び取り消しは、参加確認受付後直ちに大会事務局において所定の用紙に記入し、1名につき TBN 登録料 11,000円（税込）を添えて手続きを行わなければならない。また、既に登録されたドライバーを変更する場合も同様とする。

- (4) 保険 : ドライバーは900万円以上、ピット要員は400万円以上の本競技会に有効な保険に加入していなければならない。
既に保険に加入済みの者は、その旨を参加申込書の保険加入済申告欄に記入するものとし、加入済保険金額が上記の金額に満たない場合は、オーガナイザーに対しJMRC 関東見舞金制度ワンイベント加入の申請を行なうこと。保険金額が規定に満たない場合で加入申請のない者については、競技への参加は認められない。
◇JMRC 関東見舞金制度ワンイベント加入料：1,500円/名
- (5) 参加申込先 : 参加申込は、申込書・改造申告書に必要事項を記入し封書にて下記まで郵送すること。
参加料、保険料等のその他の費用を同封する場合は、現金書留にて郵送すること。
メディア対抗ロードスター4時間耐久レース実行委員会
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-18-3-8F 株式会社ビースポーツ内
TEL:03-5487-0735 / FAX:03-5487-0737
その他の費用の支払いがある場合には、銀行振込も可能とする。
※振込手数料は参加者負担。
※振込名義が参加者名と異なる場合には、オーガナイザーに対し事前にその旨を伝えなければならない。
金融機関：ゆうちょ銀行 店名：〇一八（読み ゼロイチハチ）
口座種目：普通口座 口座番号：6528283
口座名義：メディアタイコウロードスターヨジカンタイキュウレースジッコウインカイ
<ゆうちょ銀行口座間の送金の場合>
口座記号：10170-65282831
口座名義：メディアタイコウロードスターヨジカンタイキュウレースジッコウインカイ

第11条 参加者の遵守事項

- (1) 参加者及びドライバーは、参加申込みに際して必ず JAF 国内競技規則 4-15 で定める誓約文に署名しなければならない。
- (2) すべての参加者は上記誓約の趣旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- (3) 参加者は、競技中または競技に関係する業務についている時は、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず、ピット内を含み許された場所以外で喫煙してはならない。
- (4) 参加者は、主催者や大会後援協賛者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- (5) ブリーフィングには、監督及び出走ドライバーが出席しなければならない。正当な理由で事前に連絡が無く、ブリーフィングに欠席もしくは遅刻した場合、競技に出場できない。
- (6) 本レースに使用する車両ならびに装備品の一部は、主催者や大会後援協賛者より貸与されたものであり、丁寧に取り扱い、破損した際は、自費をもって、修理または弁償しなければならない。消耗品はこの条項に該当しない。
- (7) 競技車両ならびにサービスカーは指定のエリアに駐車しなければならない。
- (8) 本条項の違反に対する罰則は参加者、もしくはドライバーに科せられる。

第12条 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染対策責任者をチームに設置すること。自チーム内の新型コロナウイルス感染症対策は、参加者が責任を持って取り組まなければならない。
- (2) 以下のチェック項目をチームの競技会参加に関わる全員に伝え、チェック項目を充たせない場合、自主的に参加を見合わせること。
 - a) 体調が良くない方（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある）がいる場合。
 - b) 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合。
 - c) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航または当該在住者との濃厚接触がある方がいる場合。
- (3) マスクを持参すること。自チーム外の方と2m以内に近づく可能性がある場合には、マスク着用や透明シートなどの感染防止対策を必ず行わなければならない。
- (4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。競技車両やピット内等、自チーム内の消毒は、各自持参の消毒液を使用すること。
- (5) 感染拡大予防策として、自チーム外の人（他チーム、オフィシャル、ゲスト、報道関係者などを含む）との接触は極力避けるよう努力しなければならない。
- (6) 自チームのサーキットへの移動中の感染リスク対策も十分に行うこと。
- (7) 実行委員会、オーガナイザー、サーキットが感染防止のために決定した、その他の措置を遵守しなければならない。

- (8) 大会終了後2週間以内に自チーム内の方が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、実行委員会、オーガナイザーに対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告しなければならない。

第13条 公式車両検査

- (1) オーガナイザーより提供されるゼッケンならびにステッカーは、公式車両検査までに指定された位置に貼付しなければならない。
- (2) 公式車両検査時に以下の物を持参し、検査を受けなければならない。ただし、代替措置として、書面審査もしくはオンラインで検査を行う場合がある。
- ドライバー用として、運転免許証・ライセンス・競技用ヘルメット（フルフェイス型に限る）・頭部および頸部の保護装置（FHR システム）・耐火炎レーシングスーツ・耐火炎バラクラバ・耐火炎ソックス・耐火炎シューズ・耐火炎グローブ（JAF 国内競技車両規則 第4編付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従うこと）を用意すること。
 - ピット作業を行うピットクルーは、フルフェイス型ヘルメットもしくは飛沫感染予防マスク・耐火炎静電気防御服・耐火炎シューズ・耐火炎グローブ（JAF 国内競技車両規則 第4編付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に準じた製品を強く推奨する）を用意すること。
 - ピット作業を行わないピットクルー（ピット責任者を含む）であっても、ピット内では常にマスク着用や透明シートなどの感染防止対策を行わなければならない。
- (3) 公式車両検査終了後の競技車両は、本車両規定で認められている以外の、いかなる改造も許されない。
- (4) 技術委員長は、公式車両検査の結果、不相当と判断した箇所について修正を命ずることができ、修正がなされない場合には出走を拒否することがある。

第14条 公式予選

- (1) 公式予選は、登録されたドライバーによるタイムトライアル方式とし、次の方法によりスターティングポジションを決定する。
- 予選走行は、予選ドライバー登録用紙に記載された1名のドライバーによって行うこと。但し、『助っ人ドライバー』は予選ドライバーとして登録することは認められないものとする。
予選ドライバーは、事前に配布される専用紙に必要事項を記入し、予選開始1時間前までに大会事務局に提出することで登録される。また、決勝レースのドライバー出走順も同時に登録すること。
 - 各チームは予選前に満タン給油を実施し、その状態のまま予選走行を開始することが義務付けられる。
公開練習の終了後、筑波サーキット常設のガソリンスタンドで車両に直接給油を行い、技術員の確認を受けなければならない。また、給油の費用精算は各チームで行うものとする。
 - 各チームは、タイムスケジュール（公式通知）に定める予選走行時間内に少なくとも2周回以上をし、ベストラップタイムの計時記録を受けなければならない。（義務周回数を2周とする）
 - 予選のコースイン順は、昨年度の決勝結果順を優先とする。
 - 予選ベストラップタイムの順に決勝グリッドを決定する。同一ベストラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを出した者が優先され以下これに準ずる。
- (2) ベストラップタイムの計時記録を受けられない場合は、競技長の判断と競技会審査委員会の承認によって最後尾のスターティンググリッドを得ることができる。但し、そのドライバー（チーム）は、公式予選結果発表後30分以内に出走嘆願手続きを行わなければならない。

第15条 スタート

- (1) スタート方法は、ローリング・スタートとする。但し、天候その他の事由により他の方式のスタートを行う場合がある。
- フォーメーションラップ開始前までのダミーグリッドへの整列はスタンディングスタートと同様とする。（ピットロードからダミーグリッドへの整列時は、競技長が特に認めた場合を除き、必ずその車両の動力で推進すること。）
 - 第1ドライバーは、副編集長以上の役職者とする。但し、特に実行委員会が認めた場合はこの限りではない。
 - スタート手順
 - ①スタート5分前 … エンジン停止。グリッドへの進入は締め切られる。コース上における全ての作業は禁止される。この時点までにグリッドに着けなかった車両はピットスタートとなる。但し、競技役員の指示があった場合にはピットに入ってピットスタートとなる。
 - ②スタート3分前 … 第1ドライバー、競技役員を除く、全ての者はコース上から退去する。
 - ③スタート1分前 … 第1ドライバーは車室内に着座したままエンジンを始動する。
 - ④スターターからの緑色旗の振動 … オフィシャルカーを先頭に競技車両はスターティンググリッドの隊列を保ちながらフォーメーションラップ（1周）を開始する。この周回中の追い越しは許されない。

- d) フォーメーションラップの際に、スタートに出遅れた車両およびフォーメーションラップ途中で正しい位置が保てなかった車両は最後尾につけるものとする。
 - e) フォーメーションラップが開始された時点で、スタートラインの信号灯に赤ランプが点灯され、他のオブザベーションポストではイエローフラッグが提示される。
 - f) フォーメーションラップ先導中のオフィシャルカーの速度は、最高 70km/h に保たれる。
 - g) オフィシャルカーは、フォーメーションラップ終了と共にコースから退去する。競技車両はポールポジション車両の先導で最低速度約 50km/h、最高速度約 70km/h にてそのまま走行を続け、隊列を乱すような加減速を行ってはならない。
 - h) メインストレートでは、スタート信号が合図されるまで、自車両に割振られたイン側またはアウト側のスターティンググリッドボックスの列上をはみ出さずに走行しなければならない。
 - i) スタート信号は、競技長が管理するスタート信号（緑ランプ）により合図される。各車両は、スタートラインを通過するまで他車の追い越しは禁止される。
 - j) フォーメーションラップ中に何らかの問題が発生した場合には、スタートラインの信号灯に赤ランプが継続的に点灯され、他のオブザベーションポストではイエローフラッグが提示される。オフィシャルカーが再度先導車両の前に合流し、全車はもう 1 周のフォーメーションラップを行うこととなる。
- (2) ピットスタート
レース・スタート合図の後、全ての競技車両がピット出口を通過し、ピット出口の信号灯にグリーンランプが点灯することによりピット出口からスタートが許される方式をいう。
- (3) 反則スタート
- a) 反則スタートをした場合は、1 回目のドライバー交代のためのピットイン時に自己のピット前に停車した（タイヤが完全に停止した）直後に、1 分間停止の罰則を科す。
 - b) 罰則停車中は、ドライバー交代を含む一切の作業を禁止する。

第 16 条 競技中の規定

- (1) 筑波サーキット一般競技規則 第 20 条「ドライバーの遵守事項」に従い、国際モータースポーツ競技規則付則 H 項ならびに L 項の規定を順守し、危険なドライブ行為を行わないこと。
- (2) ドライバーは常に走路を使用しなければならない。走路は白線で明示され、この白線を 4 輪とも逸脱する走行は許されない。公式予選中にトラックから四輪のすべてが逸脱した状態で走行し（緑石は走路外）、アドバンテージを得たと判定された場合、当該周回のタイムは採択されない。また、複数回に渡り走路外走行を繰り返した場合、1 周の間に複数回逸脱しても罰則が科せられる場合がある。
- (3) イエローラインによって、ピットロードとコースを区分する。このイエローラインを横断してはならない。
- (4) ピットサインは、自己のピット内より提示するものとし、レーザー光線及び走行中のドライバーの視界を妨げる灯火やピットサインは禁止する。また、競技役員によって灯火等変更の指示を受けた場合は、速やかに従わなければならない。
- (5) ピットイン、ピットアウトする際は、如何なる場合も白線（点線を含む）をはみ出したり、跨いではならない。また、直線に走行車両がある等に理由により、ピットレーン出口の信号機を赤色に点灯する場合がある。その間はコースイン不可とする。その後、緑色が点灯した場合にはコースイン可とする。
- (6) ピットインの場合は、手または方向指示器で後続車に合図をし、ピットロード入り口から徐行しながら減速帯を進行し、十分に減速してから停車帯に入り自己のピット前で停車し、エンジンを一度停止しなければならない。
- (7) ピットロードの速度規制区間を走行する競技車両は、制限速度 40km/h を超えてはならない。
- (8) 自己のピットエリアで作業できる人数は、ピットクルーもしくはドライバーとして登録された 3 名までとする。
- (9) 上記 (7) の例外として、下記の作業についてはピット作業の人数に含まないものとする。但し、作業はピットクルーもしくはドライバーとして登録された者に限る。
 - a) 到着ドライバーが出発ドライバーのシートベルト装着の手伝いをする場合。
 - b) 競技車両に車載カメラを搭載し、そのバッテリーならびにテープの交換作業を行う場合。但し、競技車両がピットインする前に、その作業を行う旨を担当ピット監視員に必ず口頭で伝えなければならない。
- (10) 自己のピット前を通り過ぎてしまった場合は、競技役員の許可を得た後、自己のピット要員によって押し戻すことができる。（ピット内でのリバースギヤの使用は、厳重に禁止される。）
- (11) ピット作業の場合を除いて、ピットクルーがピットから出て停車区域に立つことを禁止する。
- (12) ピットストップ直前の準備を除き、タイヤ、工具等を出しておくことは禁止される。また、作業終了後は速やかに片付けなければならない。
- (13) ピット内及びピットエリア付近では、喫煙、火花や高温を発生する装置や工具の使用を禁止する。
- (14) 修理・調整等のピット作業は、指定された自己のピットエリア以外では行ってはならない。
- (15) ピットでは、電動・エア工具を使用してはならない。
- (16) ピットでのタイヤ、ラジエータ等の冷却のための水・氷等の使用は禁止される。

- (17) 競技中に1回のピットインで連続60分以上停車した場合は、リタイヤとみなす。
- (18) コンクリートウォール上に、ラップタイム計測機等を設置してはならない。
- (19) 無線機の使用は一切禁止する。但し、一般に市販される携帯電話同士による通話(通話以外の機能を使用してはならない)のみ認められる。
- (20) 競技中、自己のピット内に入場できる者は、登録されたピットクルー(最大3名)、次回のピットイン時にドライバー交代を待つドライバー1名、オフィシャルなどの特に認められた者に限る。

第17条 レース中の運転時間およびドライバー交代

- (1) 登録された順にドライバーは必ず出走しなければならない。
- (2) 各ドライバーの合計運転時間は80分以下、連続運転時間は40分以下(但し、合計運転時間を超えない範囲)とする。但し、『助っ人ドライバー』の合計運転時間ならびに連続運転時間は30分以下とする。
- (3) 運転時間の計測
 - a) スタートからピットインし、各自のピット前にて競技車両のタイヤが停止するまで。
 - b) ピットアウトで各自のピット前から競技車両のタイヤが動き始めてから、再びピットインし各自のピット前にて競技車両のタイヤが停止するまで。
 - c) ピットアウトで各自のピット前から競技車両のタイヤが動き始めてから、チェッカーを受ける(競技終了)まで。
 - d) ピットインの際、ドライバー交代を行わずピットアウトした場合には、ピットでの停止時間も当該ドライバーの運転時間とする。
- (4) 登録ドライバーの人数や交代の有無に関わらず、各チームは決勝レース中に3回以上自己のピットに戻らなければならない。ただし、赤旗等により既定のレース時間を完了する前に競技が終了した場合には、この限りではない。
- (5) ピットインした場合は、ドライバー交代の有無に関わらず、自己のピット内に1分間以上停車しなければならない。停止時間の計測開始は、各自のピット前にて競技車両のタイヤが停止してからとする。ドライバー交代中はエンジンを停止しなければならない。
- (6) ピットでドライバー交代を行う場合は、競技車両がピットインする前に、その作業を行う旨を担当ピット監視員に必ず口頭で伝えなければならない。

第18条 レース中の燃料補給

- (1) 燃料は、筑波サーキット常設ガソリンスタンドにて販売する無鉛ハイオクガソリン(いかなる添加物も含まない)とする。
- (2) 決勝での総ガソリン使用量は、基本的に40リットルまでとする。スタート時点で競技車両にはフルタンク(40リットル)給油されているものとする。レース中の燃料補給は一切認められない。(お助け給油も無し)

第19条 タイヤ本数の制限

- (1) 本大会を通じて使用できるタイヤは、実行委員会から配給された4本までとする。
- (2) バースト等のやむを得ない理由の場合のみ、技術委員長の判断により、実行委員会から交換用タイヤを配給され、交換することが認められる。
- (3) ピットでタイヤ交換(ローテーション含む)作業を行う場合は、競技車両がピットインする前に、その作業を行う旨を担当ピット監視員に必ず口頭で伝えなければならない。
- (4) 技術委員長が特に認めた場合を除き、レース中はピット以外での交換作業を禁止する。
- (5) タイヤ交換作業を行う場合は、ピット内に10分間以上(第16条(4)の停止時間1分を含むものとする)停車しなければならない。停止時間の計測開始は、各自のピット前にて競技車両のタイヤが停止してからとする。
- (6) タイヤ交換作業時間中は、それ以外の全ての作業(ドライバー交代・窓拭き・クールスーツ用の氷の交換・ドリリンクの交換等を含む)を禁止する。
- (7) タイヤ交換作業中はエンジンを停止しなければならない。

第20条 ハンディキャップ

- (1) 前年度のレース結果に応じて、実行委員会またはオーガナイザーがハンディキャップを与えるものとする。その場合には、ハンディキャップの内容を含めて公式通知にて発表する。
- (2) ドライバー編成等を考慮し、実行委員会またはオーガナイザーが、レース事前もしくはレース当日にハンディキャップを与える場合がある。その場合には、ハンディキャップの内容を含めて公式通知にて発表する。
- (3) ハンディキャップの消化は、決勝開始から30分間以内に行わなければならない。
- (4) ハンディキャップに対する異議申し立ては一切認められない。

第21条 一般安全規定

- (1) 本大会での走行中、いかなる理由があろうとも競技車両を停止させる場合は、他の競技車両の危険や障害とならない場所に停車させ、ハザードランプを点灯しなければならない。
ドライバー自身が、競技車両を危険な位置から移動できない場合は、競技役員がこれを援助するものとする。
この場合、競技車両を安全な場所に移動させ、修理し再スタートさせ、競技に加わることができた場合、当該ドライバーは競技から除外されないものとする。
- (2) ガス欠症状が出た場合も、走路内に車両が停止する危険が高いため、速やかに走路外に車両を移動しなければならない。一時的でも走路内で停止した場合は、失格とする。
- (3) ピット以外で修理を行う場合は、全て車載工具・部品を使用し、当該ドライバーが行わなければならない。
- (4) 当該ドライバーと権限を与えられた競技役員を除いて、ピット以外に停車している競技車両に触れることはできない。
- (5) コースに沿って競技車両を押ししたり、押してコントロールラインを通過した場合は、失格とする。
- (6) 本大会の走行中にコース上やピットで競技車両を停止させた場合、その競技車両に搭載されているバッテリーとスターターを使用して、エンジンを始動させること。押しがけは一切禁止する。
- (7) コントロールラインのフラッグタワーにて「ライト・オン（又は、LIGHT ON）」のボードが提示された場合、全競技車両は速やかに前照灯及び尾灯を点灯させなければならない。

第22条 信号合図

- (1) 本大会の走行中に競技役員によって指示される旗の信号合図は、国際モータースポーツ競技規則付則H項及び補助信号機を採用し、これに準じて行われる。
- (2) 信号合図に従わない場合は、罰則が適用されこの判定に対する抗議は受け付けられない。
- (3) レース続行が危険とみなされるドライバー、または競技車両については、競技長（競技長不在の際は副競技長）の判断によりピットインを命ずるか、或いはレースから除外することができる。
- (4) 競技中にコース照明を用いる必要がある場合は、競技長の判断により旗信号を以下の灯火信号に代えて行う。
 - a) 黄旗1本振動表示は、黄色回転灯1個に代える。
 - b) 黄旗2本振動表示は、黄色回転灯2個に代える。
 - c) 緑旗振動表示は、緑色回転灯に代える。
 - d) 赤旗振動表示は、赤色回転灯に代える。

第23条 決勝レースの中断及び再スタート

- (1) 通常の安全な状態が保持できなくなった場合、もしくは停止した競技車両の回収等のため赤旗により競技を中断するか、競技長の決定によりレースを非競技化するために、セーフティカーをコース上に導入する場合がある。
- (2) セーフティカー
 - a) 全ての競技車両は、セーフティカーの後方に1列縦隊に整列し、レース先頭車両は車両5台分以内車間距離で続き、残りの車両は出来る限り詰めて隊列を保たなければならない。セーフティカーと同一速度を保ちながら走行し、セーフティカーから競技車両に対し特段の指示がない限り、追い越しは禁止される。
 - b) セーフティカーが出動中、競技車両はピットインすることができるが、コースへの復帰はピットロード出口のグリーンランプが点灯している間に限られる。
 - c) 競技長がセーフティカーを呼び戻す時は、セーフティカーはオレンジライトを消灯する。この時点でセーフティカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを指示してよく、必要であればセーフティカーとの車間距離を5台分以上としても構わない。セーフティカーがピット入口に進入すると同時に、オブザベーションポストの黄旗とSCボードが撤去され、それらに代わり緑旗が1周回の間だけ振動表示される。
 - d) 以降の手順は決勝スタートと同様とするが、スターティンググリッドボックスの列上を走行する必要は無い。
 - e) セーフティカーが任務についている間の経過時間及び各周回数は、決勝レース中として扱われる。
- (3) 赤旗によるレースの中断
 - a) 公式練習、予選、決勝中に赤旗・中断の合図提示後は、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。その後、全車は、追い越しすること無くゆっくりと進み、各自のピットに停止しなければならない。
 - b) レース中断の間は、競技会審査委員会の承認が無い限り、レースも計時システムも停止することはない。
 - c) 車両が自己のピットに停止した後、規定のピット作業を行うことは許されるが、特別な指示がない限り、レース中断の合図が提示された時にすでにピットレーンにいた車両を除き、全ての液体の補給、タイヤ交換、ドライバー交代は禁止される。
- (4) 再スタート手順
 - a) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームはパドック放送等を通じて知らされる。いかなる場合にも5分前の警告が知らされる。

- b) レースが再開されたなら、ピットにいた全ての車両はピットを出て、中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果順に決定したグリッドに整列する。なお、中断の合図が出された時点で先頭車両が完了していた周回数が2周末満の場合は、公式予選結果順とする。
- c) 決勝レースの再スタート手順は本規則第14条に従うものとする。
- d) 競技会審査委員会が再スタート中止を決定した場合は、中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。
 - － 中断の合図が出された時点で先頭車両が完了していた周回数
 - 2 周末満：不成立
 - 2 周以上：レースは成立したものとし、競技車両は車両保管場所に移動する。
- e) 保安上、又は、不可抗力による特別の事情が生じた時は、競技会審査委員会の決定により、レース時間の短縮や再スタート手順を変更する場合がある。

第24条 レース終了及び順位決定

- (1) 規定されたレース時間（公式スタート時刻から2時間30分）を経過した後に、先頭車両がフィニッシュラインを通過した時点でチェッカーフラッグが提示される。チェッカーフラッグの表示を受けた後の追い越しは禁止される。
- (2) 全ての車両はコース上でチェッカーフラッグを受けなければならない。チェッカーフラッグは、先頭車両がフィニッシュライン通過後3分間提示される。最終周回がこの時間を上回る車両については、これらのタイムは当該車両の走行距離算定にあたって考慮されない。チェッカーフラッグを受けられなかった車両は順位認定の対象とはならない。但し、赤旗中断によりレースが終了した場合は、この限りでは無い。
- (3) チェッカーフラッグを受けた車両であっても、走行周回数が優勝車両の走行周回数の70%（小数点以下は切り捨て）に達しない車両は順位認定の対象とはならない。
- (4) 万が一チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数を完了する前に提示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて提示された場合には、最終順位は各ヒート時間が経過した時点における順位に従って決定される。
- (5) チェッカーフラッグを受けた全ての車両は、原則としてコースを1周した後、メインストレート上に停車すること。
- (6) チェッカーフラッグが提示された時点でピット出口は閉鎖される。
- (7) 第1位の車両は、規定時間で最長距離を走破した車両とし、すべての車両はそれぞれ達成した周回数の多い順に、また同一周回数を完了した車両についてはコントロールライン通過順に順位を決定する。

第25条 車両保管

- (1) 全ての競技車両は、レース終了後、競技役員の手配に従って車両保管されるものとする。
- (2) 上位入賞車両及び抗議対象車両は、再車検を行う。
- (3) 再車検の内容は、当日の技術委員長が決定する。

第26条 抗議

JAF 国内競技規則第12条に従って行うことができる。

第27条 賞典

- (1) 大会賞典
1～3位：トロフィー、JAF賞、ガルフ賞 4～6位：トロフィー、ガルフ賞
- (2) 特別賞典
ブリヂストン賞（予選トップのドライバー）：記念盾、副賞
ブリッド賞（決勝開始から30分経過時点のトップチーム）：記念盾、副賞
エンドレス賞（決勝開始から1時間30分経過時点のトップチーム）：記念盾、副賞
クスコ賞（完走チームの中で最も順位を上げたチーム）：記念盾、副賞
※対象チームが複数発生した場合、スターティンググリッドが下位のチームを対象とする。
- (3) 上記の賞典とは別に特別賞を実行委員会およびオーガナイザーが設定する場合がある。

第28条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- (1) 参加申込みの受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- (2) 競技長が必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に指定することができる。

- (3) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、競技会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、及びレース時間の短縮、コースの変更等を決定することができる。
- (4) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

第29条 本規則の解釈

本規則及び、本大会の競技に関する諸規則や公式通知の解釈について疑義が生じた場合、参加者に限り文書によって質疑申し立てが許される。これに対する回答は、競技会審査委員会の決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第30条 本規則の違反

本規則に対する違反の罰則宣告は、競技会審査委員会が行う。罰則は、訓戒、罰金、黒旗によるピットイン、周回数削減、タイム加算、出場停止、失格等がその違反内容の軽重に応じて適用される。

第31条 本規則に記載されていない規定

本大会の競技運営に関する規則で、本規則書にない規定は、一般財団法人日本オートスポーツセンター発行の「筑波サーキット一般競技規則書」に準じるものとする。

第32条 本規則の施行

本規則は、参加申込の受付と同時に施行する。

以上

－車両規定－

第1条 参加車両

本競技に参加を許される競技車両は、JAF 国内競技車両規則第1編第13章リプレ (NE) として JAF の承認を得たマツダ ロードスター (型式: ND5RC) で、メディア対抗ロードスター4時間耐久レース実行委員会 (以下、実行委員会) が準備する車両に限る。本規定によって許可されていない全ての改造は禁止される。下記を除き、車両は JAF 国内競技車両規則の N1 規定に合致していること。

第2条 車両規定

- (1) 競技車両の割り当ては、実行委員会が決定し、これに対する異議申し立ては認められない。
- (2) 本大会の走行中は、競技長からの指示がない限り、オープン状態での走行が義務付けられる。
- (3) ロールケージは、実行委員会が指定するマツダ車製を使用し、このロールケージに対する改造は禁止される。
- (4) 使用タイヤは、実行委員会が指定するブリヂストン社製「POTENZA Adrenalin RE004 (195/50R16)」のワンメイクとする。タイヤ空気圧の調整は認められるが (空気以外の気体を使用することは禁止)、アライメントの調整は禁止される。
- (5) 使用バケットシートは、実行委員会が指定するブリッド社製、フルハーネスは、実行委員会が指定するキャロッセ社製とする。居住性の向上と安全性確保のみを目的として、シートにパットを取り付けることは認められる。但し、工具を使用しなくても即座に取り外せる機構でなければならない。
- (6) ECU を含め、競技車両に対して一切の改造は認められない。
- (7) データロガー (記録以外の機能を有してはならず、OBD コネクタを使用してはならない) の装着は認められるが、車両への修正・加工・削除作業を必要としない方法とすること。また、補助メーター (燃費計など)、シフトアップインジケータ等の電子機器の追加装着は認められない。
- (8) 予選、決勝を通じて排気音量が大きくなった競技車両は、走行を中止させる場合がある。
- (9) 競技車両に撮影用カメラを搭載する場合は、公式車両検査前にカメラ搭載許可申請書を競技会事務局に提出し、公式車両検査時に技術委員長のカメラ搭載の承認を受けなければならない。
- (10) 識別灯火を取り付ける際の電源は、シガーライターの差し込みコネクタを用いて配線すること。ヘッドライトバルブ等を変更して識別灯火とする場合は、元の光量より減光するものであってはならない。取り付けに関しては、公式車両検査時に確認を受けること。また、走行中の識別灯火は、点滅式及び夜間レースの灯火信号 (黄色・緑色・赤色) に類似するものであってはならない。
- (11) 燃料は、筑波サーキット内のガソリンスタンドで販売されているものに限り、エンジンオイル等の油脂類は、実行委員会が指定する Gulf 社製とする。燃料や油脂類に添加剤を混入することは禁止する。
- (12) 取り扱いには善良な管理者の注意義務をもって競技車両を使用しなければならない。特に、決勝レース前のガソリンスタンドでの満タン燃料補給時に、給油作業を開始し完了するまで、ガソリンスタンドスタッフ以外の者が競技車両に一切触れてはならない。

第3条 競技番号・ステッカー

- (1) 競技番号は、実行委員会によって定められ、正式参加受理書にて参加申込者に通知する。但し、原則として No. 1 の番号は前年度チャンピオンのためリザーブされる。
- (2) 各自が割り当てられた車両に各自の責任において、実行委員会が指定するゼッケン番号ならびにステッカーを、実行委員会が指定する位置に貼付しなければならない。位置については別途通知する。
- (3) 新たに指定ゼッケンが必要な場合、実行委員会から提供するものとし、提供方法は別途通知する。
- (4) 競技参加車両の左右ドア上端に、ドライバー名を記入しなければならない。
- (5) 競技番号ならびにステッカーは、公式車両検査時に技術委員によって点検され、指定された位置に貼付されていない場合や、実行委員会ならびにオーガナイザーからカラーリング等により判別し難いとみなされた場合、また、大会スポンサーと競合するステッカー・カラーリングがあるとみなされた場合、燃費や空力等の性能向上を意図した製品や貼付方法とみなされた場合、貼付位置の修正やカラーリングの変更、ステッカーの削除を要求されることを予め承知していなければならない。

第4条 統一解釈

本規定はできる限り変更、改造の範囲を最小限に留めつつ国内競技規則に則った安全規定を満たし、平等な条件の下に多くのメディア関係者が、レースとライトウェイトオープンスポーツカーの醍醐味を堪能できることを目的として作られたものであり、JAF 国内競技車両規則及び本規則により規定されていない事項については、全て改造、変更、取付が許されないと解釈しなければならない。

本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は、技術委員長の解釈を持って最終とする。

以上

メディア対抗ロードスター4時間耐久レース実行委員会